

令和6年度茨城県農地中間管理事業評価委員会における意見書

令和6年6月20日に開催された標記委員会において、茨城県農地中間管理事業の令和5年度の実績及び今後の推進方策等に係る聴取を行い委員相互で協議し下記のとおり意見を取りまとめたので、茨城県農地中間管理事業評価委員会設置・運営要領第7条第2項に基づき提出します。

今後の事業推進にあたっては、意見に十分留意され事業の推進が図られますようお願いいたします。

記

1 未収金、未払金等のリスク管理について

農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）の改正に伴い利用権設定に係る制度が農地中間管理事業に統合一体化されたこと、貸借契約期間満了による更新手続きが増加すること等により農地中間管理機構（以下「機構」という。）が取り扱う農地の筆数や出し手・受け手農家数等が拡大しており、滞納による賃借料の未収、相続問題等による賃借料の未払への対処案件が顕在化するなど、リスク管理が大変重要となっている。

特に、相続問題では、相続人不在や相続放棄等の所有者不明農地への対応も増えていることから、早急に対策が必要と考える。

このことについては、茨城県に限らず機構運営に係る全国的な課題であるため、国や県と十分協議したうえで、必要な予算の確保や事務処理等への対応策を求めるなどして、重点的に取り組んでほしい。

2 企業誘致における農地貸借への対応について

各地域で策定が進められている地域計画では、目標地図として農地一筆ごとに将来の担い手を位置づけることとされており、担い手がいない地域においては企業誘致も一つの有効な手段となっている。

そのような中、参入する企業によっては営農計画や栽培技術等が未熟なため、撤退や事業縮小を余儀なくされ、事前の調整を経ずに貸借契約を解約することも散見され、その結果、再転貸先が未定となる農地が増える懸念がある。

そこで、機構では農地の貸付に先立ち財務状況、研修実績の有無を十分に確認すること、また、県、JA等の関係機関においては参入する企業の定着に向けた支援を充実させることで、突発的な解約を防止し、機構の事務負担が増加しないよう取り組んでほしい。

3 組織体制の整備について

機構事業の進展により、事務手続き等の事務量が大幅に増加するとともに、法改正により機構の取扱件数も確実に増加することが見込まれる。

これらに対応できるよう、現在運用している機構支援システムの更なる安定化を図るとともに、堅確な事務処理を行える体制について、国や県との協議を通して、必要な予算と適正な人員配置を整理し、それらを確保するための措置が講じられるよう要望するなどして機構の組織体制の強化を図ることが必要と考える。